

## 米に関するマンスリーレポート（平成 30 年 9 月号）の概要

## I 平成 30 年産水稻の 8 月 15 日現在における作柄概況

- 東日本を中心とした早場地帯（19 道県）の作柄は、総じて「平年並み」又は「やや良」と見込まれるものの、北海道は「不良」と見込まれる。
- 西日本を中心とした遅場地帯（沖縄県（第二期稲）を除く 27 都府県）の生育は、田植期以降おおむね天候に恵まれたことから「平年並み」又は「やや良」で推移している。

## （平成 30 年産水稻早場地帯の作柄概況（8 月 15 日現在））

区分	平年比較				
	作柄の良否	穂数の多少	1穂あたりもみ数の多少	全もみ数の多少	登熟の良否
北海道	不良	少ない	やや少ない	少ない	やや良

## II 米の需給・契約・販売

## 1 主食用米等の需給見通し（米の基本指針（平成 30 年 7 月 27 日））

- 平成 29/30 年（平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月までの 1 年間）の需要実績は、前年（754 万トン）から 14 万トン減少し、740 万トンとなった。
- 平成 30 年 6 月末民間在庫量は、前年から 9 万トン減少し、190 万トンとなった。
- 平成 30/31 年の需要見通しについては、平成 8/9 年から平成 29/30 年までの需要実績を用いてトレンドで算出し、741 万トンと見通す。
- 平成 30 年 6 月末民間在庫量 190 万トンに、昨年 11 月の基本指針で設定した生産量 735 万トンを加えた供給量の計は 925 万トン。この供給量から平成 30/31 年の需要見通し 741 万トンを差し引くと、平成 31 年 6 月末民間在庫量は 184 万トンと見通される。

## （平成 30/31 年の需給見通し）

平成 30 年 6 月末民間在庫量	A	190 万トン
平成 30 年産主食用米等生産量	B	735 万トン
平成 30/31 年主食用米等供給量計	C=A+B	925 万トン
平成 30/31 年主食用米等需要量	D	741 万トン
平成 31 年 6 月末民間在庫量	E=C-D	184 万トン

## 2 米の契約・販売

### (1) 平成 29 年産米の産地別契約・販売状況（累計、うるち米、平成 30 年 7 月末現在）

- 平成 30 年 7 月末現在の平成 29 年産米の集荷数量は、290 万トン。
- 契約数量は、対前年同月比▲14 万トンの 279 万トン。契約比率は 96%。
- 販売数量は、対前年同月比▲8 万トンの 224 万トン。販売比率は 77%。

#### (集荷・契約・販売数量)

	集荷数量 ①	契約数量		販売数量		参考：前年同月比 (28 年産の同時期との比較)		
		②	契約比率 ②/①	③	販売比率 ③/①	集荷数量	契約数量	販売数量
北海道	370.3	349.0	94%	282.8	76%	+4%	+0%	▲2%
ななつぼし	172.7	169.1	98%	138.3	80%	+1%	+0%	▲4%
ゆめぴりか	90.0	81.5	91%	69.2	77%	+15%	+5%	+6%
きらら 397	38.3	37.4	98%	22.7	59%	+4%	+4%	▲2%
全国①	2,897	2,794	96%	2,244	77%	▲6%	▲5%	▲4%
参	前年同月(28年産)②	3,067	2,938	96%	2,328	76%		
考	前年同月差(①-②)	▲170	▲144	+0ポイント	▲84	+1ポイント		

### (2) 産地別事前契約数量

- 平成 27 年産において 117 万トンの事前契約数量は、平成 29 年産では 18%増の 138 万トンとなっている。（平成 30 年 7 月末現在）
- 29 年産の事前契約を行なっている産地は 38 道県。
- 26 道県が 27 年産の取組数量より増加。6 県で 29 年産から新たに取組みが行われている。

#### (産地別事前契約数量（累計、うるち米、平成 30 年 7 月末現在）)

(単位：千玄米ト)

	27 年産			28 年産			29 年産(平成 30 年 7 月末現在)			事前契約数量 27 年対 比 ⑧/②
	集荷数量 ①	うち事前契約分		集荷数量 ④	うち事前契約分		集荷数量 ⑦	うち事前契約分		
		②	事前契約比率 ③		⑤	事前契約比率 ⑥		⑧	事前契約比率 ⑨	
北海道	398.3	150.0	38.0%	358.7	169.6	47.0%	370.3	183.2	49.0%	122.1%
全国	3,096.0	1,165.0	38.0%	3,076.0	1,260.0	41.0%	2,897.0	1,375.0	47.0%	118.0%

### Ⅲ 民間在庫の推移（うるち米）（速報）

○ 全国段階の平成 30 年 7 月末の出荷及び販売段階における在庫は、対前年同月比▲6 万トンの 102 万トンとなっている。

#### （出荷＋販売段階、全国）

（単位：万玄米ト）

	当年 7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	翌年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
28/29 年	114	93	177	314	338	329	306	282	248	212	177	141
対前年差	▲16	▲19	▲7	▲7	▲3	▲8	▲8	▲6	▲6	▲5	▲7	▲7
28 年産米	1	14	122	267	299	299	284	264	233	201	167	135
1 年古米（27 年産）	104	72	48	38	30	22	16	12	9	7	5	4
29/30 年	108	88	155	283	315	312	288	263	234	201	167	134
対前年差	▲6	▲5	▲22	▲30	▲22	▲17	▲18	▲18	▲13	▲11	▲10	▲7
29 年産米	1	15	104	241	282	288	270	249	223	192	160	129
1 年古米（28 年産）	103	71	48	38	29	21	14	11	8	6	5	4
30/31 年	102											
対前年差	▲6											
30 年産米	1											
1 年古米（29 年産）	97											

#### （出荷＋販売段階、産地別、平成 29 年産（30 年 7 月末）

産地	29 年産 (H30.7 末)	28 年産 (H29.7 末)	前年 同月比
北海道	119.9 千トン	95.3 千トン	126%
全国計	973 千トン	1,027 千トン	95%

## IV 米の価格情報

### 1 相対取引価格・数量

- 平成 29 年産米の平成 30 年 7 月の全銘柄平均価格は、対前年同月比+1, 197 円/60kg の 15, 666 円/60kg。

#### (相対取引価格・数量 (平成 29 年産米、産地品種銘柄別、平成 30 年 7 月分))

(単位：円/玄米 60kg 税込、玄米ト)

産地 品種銘柄	価格 29年産米 (30年7月) ①	数量 29年産米 (30年7月) ②	参考								年産平均価格		
			価格				数量				29年産米 (出回り～ 30年7月) ⑦	28年産米 (出回り～ 29年10月) ⑧	対前年比 ⑦/⑧
			29年産米 (30年6月) ③	対前月比 ①/③	28年産米 (29年7月) ④	対前年比 ①/④	29年産米 (30年6月) ⑤	対前月比 ②/⑤	28年産米 (29年7月) ⑥	対前年比 ②/⑥			
北海道 ななつぼし	15, 744	3, 669	15, 871	99%	14, 795	106%	3, 699	99%	3, 138	117%	15, 897	14, 244	112%
北海道 ゆめぴりか	16, 278	3, 335	16, 882	96%	17, 054	95%	4, 059	82%	999	334%	17, 324	16, 479	105%
北海道 きらら 397	15, 247	220	15, 376	99%	14, 586	105%	570	39%	377	58%	15, 719	14, 146	111%
全銘柄平均価格、合計数量	15, 666	61, 235	15, 692	100%	14, 469	108%	79, 534	77%	52, 929	116%	15, 591	14, 307	109%

### 2 米取引関係者の判断(米穀機構による調査、平成 30 年 8 月分)

- 米穀機構が公表している米取引関係者の判断に関する調査(平成 30 年 8 月分)によると、主食用米の需給動向の現状判断は対前年比▲1 ポイント、見通し(向こう 3 ヶ月)判断は▲1 ポイント。
- 米価水準の、現状判断は対前年比±0 ポイント、見通し(向こう 3 ヶ月)判断は±0 ポイント。

#### (国内の主食用米の需給及び価格動向に関する判断 (全体))

##### ① 主食用米の需給動向

- (ア) 現状判断D I 前月からの増減▲1 (今月の数値 39)
- (イ) 見通し判断D I (向こう 3 ヶ月) 前月からの増減▲1 (今月の数値 37)

##### ② 主食用米の米価水準

- (ア) 現状判断D I 前月からの増減±0 (今月の数値 67)
- (イ) 見通し判断D I (向こう 3 ヶ月) 前月からの増減±0 (今月の数値 45)

## 30年産米の生産の目安の推進に係る取組状況調査の概要

## 1 書面調査の回収率

113/116 地域協議会（一部の地域協議会で地区別の回答あり）

## 2 書面調査の概要

## (1) 作付意向調査への回答、調査結果の活用

- 多くの地域協議会で、新たにアンケート調査を実施したり、既存の手続（種子申込取りまとめ等）を活用したりする等により生産者の意向を把握・整理し、さらにJAや集荷業者との調整を経て、協議会としての作付意向が整理された。
- 調査結果は、地域の関係機関・団体等で情報共有されたが、これを踏まえた地域の水稲作付に関する議論に発展した地域は多くなかった。
- 生産者の意向を把握する方法や時期が地域ごとに異なることや、生産者の作付意向が前年秋時点では具体的になっていないことが多いため、調査時期の調整による調査精度の向上は見込み難い。

- 作付意向調査に回答する際、生産者の意向を確認したか（、又は意向が分かる資料を参考にしたか）。

はい 94

いいえ 24

- 意向調査に回答する前に、回答内容についてJAや集荷団体（業者）と内容の調整を行ったか。

はい 88

いいえ 31

- 意向調査の実施時期は、精度を高める観点からいつ頃がいいか。

早いほうがよい 38

遅いほうがよい 32

時期はあまり関係ない 45

## (2) 生産の目安の推進（生産者に対する全道・地域協議会別の生産の目安の提示）

- 多くの地域協議会で、提示された全道及び地域協議会別の生産の目安を、営農懇談会や農事組合長会議等の場を活用して、生産者へ提示された。また、主に主食用米を対象に、生産者別の生産の目安の算定・提示が行われた。
- 直近の意向が目安を下回るなど生産者間の調整を要しない場合や、提示された目安が従来と大きく変わらない、提示された目安が協議会の意向と異なるものだった等の理由で、全道又は地域協議会の目安を生産者に提示しない協議会もあった。
- 一部で、地域の生産の目安を独自に算定・提示した地域協議会があった。

- 水田部会から提示された全道及び地域協議会の生産の目安を、生産者に提示したか。

はい 95

いいえ 24

(提示時期)

12月 6

1月 14

2月 14

3月 21

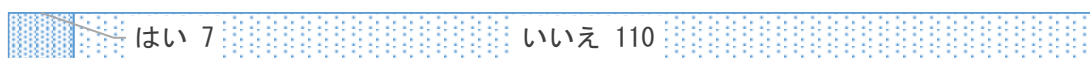
4月 11

5月以降 6

- 水田部会から提示された目安の全てを提示したか。



- 水田部会から提示された目安によらず、地域において独自に目安を設定したか。



- 生産者別の生産の目安を算定・提示したか。



### (3) 生産の目安に即した取組（作付）に対する評価

- 多くの地域協議会が、生産の目安に即した取組（水稻作付）が概ね行われた、営農計画書を踏まえて生産の目安を調整したので、大きくずれることはなかったと評価した。
- 生産の目安に即した取組が行われなかったと評価した地域からは、メリット措置がないことにより生産の目安を参考にする生産者がいなかったこと、生産の目安に強制力がなかったこと、地域として生産者の作付意向を尊重したことなどが、理由として上げられた。

### (4) 生産の目安の設定内容や算定方法に対する改善要望（主なもの）

- 考え方や対応の大枠を毎年変えないでほしい。
- 一度提示した目安を変更しないでほしい。
- 地域の実態から大きくかい離しないように、前年産から大きな変動がないようにしてほしい。
- 算定の詳細を（意向調査前に）示してほしい。
- （主食用米の増産）意向の反映が目に見えるような算定にしてほしい。
- 主食用米が作ったもの勝ちにならないように（加工用米が実績のある産地だけに押しつけられないように）してほしい。
- 作付できない地域の目安が作付したい地域に配分される仕組みにしてほしい。
- 売れる米づくりに向けた産地の努力や、基盤整備事業の取組を考慮してほしい。
- 種子生産ほ場分は別枠にしてほしい。
- （全道的な）地域間調整の仕組みは必要。

## 31年産「生産の目安」の設定に向けたJAグループ北海道の意見

平成30年7月30日  
北海道農協米対策本部

### 1. 基本的な考え方

- 国による生産数量目標の配分が廃止となる30年産以降において、北海道では、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、オール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、昨年12月18日開催の北海道農業再生協議会水田部会において、全道及び地域別の30年産「生産の目安」を設定した。
- 持続可能な北海道水田農業の実現に向けては、将来に渡って、米の需給と価格の安定による農家所得の確保と北海道米の安定供給を図っていく必要がある。このため、31年産以降においても、全道の米関係者一体となって「生産の目安」に基づいた需要に応じた生産がなされるよう継続的な推進を行っていく。
- また、「生産の目安」の設定目的の達成に向けては、「生産の目安」の実効性を高め、地域農業再生協議会でより推進しやすい仕組みとすべきであることから、以下のとおり運用改善を図ること。

### 2. 「生産の目安」の運用改善に向けた意見

#### (1) 「生産の目安」の設定内容

- 制度定着に向け、「生産の目安」の設定内容については、30年産の区分（水稻全体、主食用、加工用、その他）を継続するとともに、種子については需給環境によらず、必要量を安定的に供給する必要があることから、別枠で設定すること。
- 輸出用米については、JAグループ北海道において加工用米との共計を実施し一体的な推進を行っていることから、新規需要米ではなく、加工用米と同一の区分とし加工用・輸出用米として参考値を設定すること。

#### (2) 作付意向調査の実施

- 作付意向調査の実施にあたっては、地域別の「生産の目安」の算定方法を意向調査実施前に示し、意向調査の趣旨や活用方法を明確にする等、精度向上に向けた取り組みを行うこと。

#### (3) 全道及び地域段階の生産の目安(案)の算定

- 地域別の「生産の目安」の設定については30年産と同様に作付実績を基本に、作付意向を踏まえて、算定すること。また、「生産の目安」(調整後)を超過した協議会の作付実績については、「生産の目安」(調整後)を算定上の実績の上限にする等、公平性確保に向けた対応を検討すること。

- 産地の水稻生産基盤強化に向けた対応として通年施工を行い、水稻作付ができず主食用米が未達になった面積については、従来の生産数量目標の算定方法と同様に作付実績の算定に組み入れること。
- 地域の合理的な単収の設定にあたっては、前年度の単収から大きな変動が生じないよう激変緩和措置を講ずること。

#### **(4) 生産の目安の決定・提示時期**

- 営農計画書への反映等、年内の十分な周知期間の確保に向け、全道及び地域別の「生産の目安」の決定・提示時期の前倒しを検討すること。また、「生産の目安」の設定にあたっては十分な検証作業を行うこと。

#### **(5) 産地交付金の活用**

- 産地交付金の道枠の活用計画については、加工用米を含めた非主食用米のみならず「生産の目安」全体の実効性確保に向け重要であることから、水張面積の確保につながる活用方法とするとともに、その内容を作付意向調査の実施前に示すこと。

以 上



## 検証結果を踏まえた対応方向について

### 【生産の目安の設定内容】

検証結果	対応方向
<p>(JA グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生産の目安」の設定内容は30年産の区分を継続するとともに、種子については別枠で設定すること。</li> <li>・ 輸出用米については、新規需要米ではなく、加工用米と同一の区分とし加工用米・輸出用米として参考値を設定すること。</li> </ul> <p>(地域協議会要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 考え方や対応の大枠を毎年変えられると生産者への説明に苦慮する。</li> <li>・ 種子については、生産の目安を別枠で設定してほしい。</li> <li>・ 主食用米の生産量が重要であって、加工用米や新規需要米の配分の提示は不要ではないか。</li> </ul> <p>※ 輸出用米の取扱いに係る要望は、特になし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産の目安の設定内容は、30年産を基本とする。</li> <li>・ 種子については、意向調査において生産面積を確認し、地域協議会ごとの主食用米の生産の目安の算定において、勘案する。</li> <li>・ 加工用米と輸出用米を一体のものとして生産の目安(や参考値)を設定することは行わない。また、輸出用米単独での目安設定も行わない。</li> </ul>
<p>(事務局検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協議会において、設定内容を含む取組の大枠(方向性)について頻繁な見直しを望まない旨の意見が少なからずある。</li> <li>・ 種子については、29年産まで生産数量目標の内数としており、生産数量目標を市町村へ配分する際にも内訳としてその前年の種子生産ほ場設置面積に応じた数量を示してきた経過にあるものの、最終的には北海道種子協議会設置要領に基づき開催される北海道種子協議会(2月開催)において協議・決定されているという実態がある。</li> <li>・ 種子の目安を別枠で示そうとした場合、主食用米と単収が異なることや、種子協議会の計画面積と別の数字を示すことにより、かえって混乱を招く可能性がある。</li> <li>・ 加工用米と輸出用米は、それぞれ用途が異なるものであり、これらを一体のものとして生産の目安若しくは参考値を設定することは、それぞれの需要に応じた生産の推進という取組の趣旨になじまないと考える。また、輸出用米については、取組が始まって日が浅く、販路の確保など課題がある中で、加工用米と同じ水準で需要を見込むのが難しく、また、地域協議会ごとに参考値を設定することは困難である。</li> </ul>	

【作付意向調査の実施】

検証結果	対応方向
<p>(JA グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域別の「生産の目安」の算定方法を意向調査実施前に示し、意向調査の趣旨や活用方法を明確にする等、精度向上に向けた取組を行うこと。</li> </ul> <p>(地域協議会要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目安の算定方法は事前に詳細に示されなければならない。</li> <li>統一した意向調査にしてほしい。</li> </ul> <p>※ 調査時期に関する意向は、「早いほうがよい」「遅いほうがいい」「時期は関係ない」がほぼ同じ割合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査の趣旨、結果の活用方法、考え方については、調査実施要領に記載する。</li> <li>生産の目安の算定方法は、31年産「生産の目安」の基本的な考え方と併せ、概要を示す。</li> </ul>
<p>(事務局検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会別の生産の目安の算定方法については、意向調査の結果や全道の目安の設定状況も踏まえた上で整理する予定。</li> <li>多くの地域協議会で個々の生産者の作付意向の確認が行われているものの、その手法や時期が地域によって異なる中、これを意向調査のためだけに統一しようとした場合、かえって混乱が生じたり、実務上の作業負担が増える懸念がある。</li> </ul>	

【全道及び地域段階の生産の目安（案）の算定】

検証結果	対応方向
<p>(JA グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域別の「生産の目安」の設定については、30年産と同様に作付実績を基本に、作付意向を踏まえて算定すること。また、「生産の目安」（調整後）を算定上の実績の上限にする等、公平性確保に向けた対応を検討すること。</li> <li>産地の水稻生産基盤強化に向けた対応として通年施工を行い、水稻作付ができずに主食用米が未達になった面積については、従来の生産数量目標の算定方法と同様に作付実績の算定に組み入れること。</li> </ul> <p>(地域協議会要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意向の反映が分かる算定方法にしてほしい。</li> <li>主食用米の作付意欲のある産地に目安が配分されるような算定としてほしい。</li> <li>地域間調整による増は実績として扱って欲しい。</li> <li>作ったもの勝ちにならないようにしてほしい。</li> <li>基盤整備に対して配慮してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作付実績を基本に作付意向を踏まえて算定するという対応の基本線は変更しない。</li> <li>一方で、全道の関係者が一体となった取組推進の継続に向け、地域段階の目安の設定については、30年度の取組状況や31年産の全道の目安の設定を踏まえて、具体的な対応を検討する。</li> </ul>
<p>(事務局検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本道においては、生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で、需要に応じた米生産を推進していくこととし、従来の生産数量目標に替わる本道独自の「生産の目安」を設定するとともに、これに即した取組を推進しているところ。また、JAグループにおいても、昨年12月18日開催の道米対において、全道及び地域段階の生産の目安の達成に向けて道内の米関係者と一丸となって取り組む旨の方針が決定されるとともに、生産の目安の推進要領を設定するなどの取組が行われている。</li> <li>一方で、自ら需要を確保した上で必要な作付面積を確保した結果、作付実績が生産の目安を上回ったような産地の実績を、目安を基準に調整すると、需要に応じた生産という考え方を否定することにもなりかねないことに、十分注意する必要がある。また、作付実績と生産の目安の差がどのような理由により生じたものかを正確に把握することは困難である。</li> <li>29年産米までの生産数量目標の算定において、土地改良通年施工の取組実績が算定上の配慮事項となっており、31年産米においては算定の際に配慮する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の土地改良通年施工の取組面積と31年度に水稻を作付する面積について意向調査で確認し、生産の目安の算定の際に配慮する。</li> </ul>

【全道及び地域段階の生産の目安（案）の算定】

検証結果	対応方向
<p>(JA グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の合理的な単収の設定に当たっては、前年度からの単収から大きな変動が生じないよう激変緩和措置を講ずること。</li> <li>(ホ-ツ地区米対、H29.12) 水田部会が示した地域再生協議会別の平成 30 年産もち米に係る換算単収ならびに面積については、実態を踏まえて修正する等とともに、前年と比較して大幅に増減することがないよう配慮すること。</li> </ul> <p>(地域協議会要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実態に即した設定、年産による大きな変動がないようにしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>客観性や公平性が担保された統計単収を算定基礎とするという基本線は変更しない。</li> <li>前年度から相当程度の増減が生じないような算定方法とするとともに、その上でなお必要と判断される場合は、当面の間、暫定的に激変緩和措置を講ずることとする。</li> </ul>
<p>(事務局検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の合理的単収の設定は、加工用米の作付予定面積等の算定に用いるためのものであって、交付金交付額の算定にも影響するものである。</li> <li>合理的単収が毎年度大きく増減することは、生産者の経営安定の観点から必ずしも望ましいとは言えないほか、29 年産までの生産数量目標に係る配分単収、30 年産米に係る地域の合理的単収の設定経過も踏まえる必要がある。</li> </ul>	

【生産の目安の決定・提示時期】

検証結果	対応方向
<p>(JA グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営農計画書への反映等、年内の十分な周知期間の確保に向け、全道及び地域別の「生産の目安」の決定・提示時期の前倒しを検討すること。また、「生産の目安」の設定に当たっては十分な検証作業を行うこと。</li> </ul> <p>(地域協議会要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域間調整を前提に、より早い時期に生産の目安を提示できるのではないか。</li> <li>・ 地区内調整を前提に、目安の提示については、方法・時期ともに前年と同様で特に問題はない。</li> <li>・ 生産者戸々に目安数値を示すのが遅くなったことにより、作付計画や産地交付金に影響が出たことから、早めに示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り算定を早めるよう努め、少なくとも30年産米の生産の目安の決定・提示時期から大きく遅れることのないよう対応する。</li> </ul>
<p>(事務局検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30年産米の生産の目安の推進に係る地域協議会段階での取組経過を勘案しながら、国による需給見通しの公表時期、集荷団体における販売計画の策定時期を踏まえ、生産の目安の算定案に係る必要かつ十分な検討時間を確保する必要がある。</li> </ul>	

【産地交付金】

検証結果	対応方向
<p>(JA グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加工用米を含めた非主食用米のみならず「生産の目安」全体の実効性確保に向け重要であることから、水張面積の確保につながる活用方法とするとともに、その内容を作付意向調査の実施前に示すこと。</li> </ul> <p>(地域協議会要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作付意向調査実施にあたっては、単価や要件などもあわせて提示してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>31 年度における産地交付金活用の方向性について、30 年度の活用方針を基本とする旨、情報提供するとともに、具体的な検討は随時進める。</li> </ul>
<p>(事務局検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では、農林水産省の 31 年度予算概算要求が示されたところであり、予算が確定していない。</li> <li>30 年度からの運用見直しにより、取組要件等について毎年の検証が求められており、単価設定は道への予算配分の状況により変化する。</li> <li>一方で、29 年 9 月には、30 年度予算概算要求の内容を踏まえ、その時点で見込まれる見直しの方向性を公表した経過があり、地域からも早めの提示が求められていることから、可能な範囲で提示する。</li> </ul>	

## 3 1 年産「生産の目安」の基本的な考え方（案） 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="174 325 1057 367"><b>3 1 年産「生産の目安」の基本的な考え方（案）</b></p> <p data-bbox="555 427 1106 558">平成 年 月 日 北海道農業再生協議会水田部会</p> <p data-bbox="152 593 465 628"><b>1 米をめぐる情勢</b></p> <p data-bbox="174 641 1111 967"><u>主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年8万トン程度のペースで減少しており、この傾向は今後も続く見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。</u></p> <p data-bbox="174 979 1111 1401"><u>本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。</u>これからの北海道米生産においては、主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稲作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさまざまな需要に 대응していく必要がある。</p>	<p data-bbox="1227 325 1998 367"><b>3 0 年産「生産の目安」の基本的な考え方</b></p> <p data-bbox="1541 427 2092 558">平成 2 9 年 9 月 2 1 日 北海道農業再生協議会水田部会</p> <p data-bbox="1146 593 1559 628"><b>1 北海道米をめぐる情勢</b></p> <p data-bbox="1169 641 2101 823"><u>本道の米の作付面積は近年減少傾向で推移しており、平成 28 年産米の収穫量は 60 万トンを下回る結果となった一方で、北海道米の品質に対する評価は着実に向上しており、全国的に高い評価を受けている。</u></p> <p data-bbox="1169 836 2101 1114"><u>人口減少やライフスタイルの変化などにより米の消費が減少する中、</u>これからの北海道米生産においては、主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稲作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさまざまな需要に 대응していく必要がある。</p>

## 2 「生産の目安」の概要

### (1) 目的

行政による生産数量目標の配分が廃止と**なった**平成30年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に答えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的とした全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

### (2) 設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
  - 水稻全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等）
  - うるち、もち別
- ※ 地域協議会に対する加工用米の数値は、仮に各地域協議会がこれだけ生産すれば、全道の加工用米の生産の目安に沿った取組となるという「参考値」として設定する。これに伴い、地域協議会の生産の目安のうちその他（新規需要米等）に相当する分は、加工用米分と合わせて「主食用以外」として設定する。

## 2 「生産の目安」の概要

### (1) 目的

行政による生産数量目標の配分が廃止と**なる**平成30年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に答えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的とした全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

### (2) 設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
  - 水稻全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等）
  - うるち、もち別
- ※ 地域協議会に対する加工用米の数値は、仮に各地域協議会がこれだけ生産すれば、全道の加工用米の生産の目安に沿った取組となるという「参考値」として設定する。これに伴い、地域協議会の生産の目安のうちその他（新規需要米等）に相当する分は、加工用米分と合わせて「主食用以外」として設定する。



■生産の目安 [イメージ]

全道	区分		水稻全体			
			うち主食用	うち加工用	うちその他	
	うるち	数量(t)	556,000	508,000	20,000	28,000
面積(ha)		102,800	93,925	3,698	5,177	
もち	数量(t)	40,000	32,000	8,000	0	
	面積(ha)	7,400	5,920	1,480	0	
合計	数量(t)	596,000	540,000	28,000	110,200	
	面積(ha)	110,200	99,845	5,178	5,177	

協議会	区分		水稻全体			(参考) 加工用
			うち主食用	うち主食用以外		
	うるち	数量(t)	20,000	18,000	2,000	1,000
面積(ha)		3,700	2,960	740	370	
もち	数量(t)	3,000	2,000	1,000	1,000	
	面積(ha)	550	367	183	183	
合計	数量(t)	23,000	20,000	3,000	2,000	
	面積(ha)	4,250	3,327	923	553	

■生産の目安 [イメージ]

全道	区分		水稻全体			
			うち主食用	うち加工用	うちその他	
	うるち	数量(t)	556,000	508,000	20,000	28,000
面積(ha)		102,800	93,925	3,698	5,177	
もち	数量(t)	40,000	32,000	8,000	0	
	面積(ha)	7,400	5,920	1,480	0	
合計	数量(t)	596,000	540,000	28,000	110,200	
	面積(ha)	110,200	99,845	5,178	5,177	

協議会	区分		水稻全体			(参考) 加工用
			うち主食用	うち主食用以外		
	うるち	数量(t)	20,000	18,000	2,000	1,000
面積(ha)		3,700	2,960	740	370	
もち	数量(t)	3,000	2,000	1,000	1,000	
	面積(ha)	550	367	183	183	
合計	数量(t)	23,000	20,000	3,000	2,000	
	面積(ha)	4,250	3,327	923	553	

(3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

(3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

### 3 「生産の目安」の設定等

(※(2)へ統合)

#### (1) 作付意向調査の実施

(9月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。
- 道が全道の水稲作付意向面積の増減（前年比）をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。
- 地域協議会は、協議会内（JA・集荷業者等）で全道の調査結果等を情報共有。

### 3 「生産の目安」の設定等

(1) JA別生産販売計画の策定

(7月)

- JAが29～31年産のJA別生産販売計画を策定し、ホクレンへ提出。

#### (2) 作付意向調査の実施

(9月～10月)

- 道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、品質分析データ等を提供。
- 地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。
- 道が全道の水稲作付意向面積の増減（前年比）をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。
- 地域協議会は、協議会内（JA・集荷業者等）で全道の調査結果等を情報共有。

(2) JA別生産販売計画の策定

(11月)

- JAが30～32年産のJA別生産販売計画を策定し、ホクレンへ提出。

(3) 団体ごとの販売計画策定

(11月)

- 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。

(4) 全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定

(12月)

- 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。(算定方法の概要は別紙のとおり)

(5) 「生産の目安」の決定・提示

(12月)

- 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。

(3) JA別生産販売計画の変更報告

(11月)

- JAは全道の調査結果等を踏まえ、JA別生産販売計画を変更し、ホクレンへ報告。

(4) 団体ごとの生産販売計画策定

(11月)

- 農業団体、集荷団体が「生産販売計画」を策定し、水田部会へ提出。

(5) 全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定

(12月)

- 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。(算定方法は別紙のとおり)

(6) 「生産の目安」の決定・提示

(12月)

- 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。

#### 4 「生産の目安」の推進等

##### (1) 「生産の目安」の推進

- 道農業再生協議会（水田部会）は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。
- 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。
- 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき生産者別の「生産の目安」を算定・提示することを基本に、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

##### (2) 産地交付金の活用

- 今後も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

#### 4 「生産の目安」の推進等

##### (1) 「生産の目安」の推進

- 道農業再生協議会（水田部会）は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。
- 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。
- 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき生産者別の「生産の目安」を算定・提示することを基本に、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

##### (2) 産地交付金の活用

- 30年産以降も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

**(3) 実施状況の確認等**

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

**(3) 実施状況の確認等**

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

## 別紙

### 平成31年産「生産の目安」の算定方法の概要

#### 1 算定の流れ

- (1) はじめに全道の生産の目安を算定し、これを踏まえて地域協議会の生産の目安を算定する。
- (2) うるち、もちのそれぞれについて算定する。

#### 2 全道の生産の目安の算定方法

##### (1) 数量の目安

###### ア 水稻全体

イからエの合計値とする。

###### イ 主食用米

次の情報を総合的に勘案し、面積の目安とともに算定する。

- (ア) 農業団体及び集荷団体から報告される平成31年産米の販売計画における主食用米の販売計画数量
- (イ) 平成31/32年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）
- (ウ) 平成29/30年までの都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表）
- (エ) 作付意向調査において地域協議会から報告される平成31年産の主食用米作付意向面積
- (オ) その他の関連資料

###### ウ 加工用米

農業団体及び集荷団体から報告される平成31年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量の合計値を基本に、平成30年産の取組実績を踏まえて算定する。

###### エ その他

作付意向調査において地域協議会から報告される面積に基づいて算定する。

##### (2) 面積の目安

- (1) アからエのそれぞれについて、4(1)の換算単収により面積に換算する。  
なお、水稻全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。

#### 3 地域協議会の生産の目安等の算定方法

##### (1) 数量の目安

###### ア 水稻全体

イ及びエの合計値とする。

###### イ 主食用米

作付意向調査において地域協議会から報告される平成30年産の作付実績を基本に、2(1)イの方法により算定する全道の生産の目安及び作付意向調査において

地域協議会から報告される平成 31 年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

#### ウ 加工用米（参考値）

イの方法に準じ算定する。

#### エ 主食用米以外

ウの加工用米の参考値と、次の方法により算定される加工用米以外の非主食用米に係る生産の目安の合計値とする。

〔 作付意向調査において地域協議会から報告される面積を、4（2）の換算単収により数量に換算した値とする。 〕

### （2）面積の目安（加工用米にあっては参考値）

（1）イ、ウ及びエのうち加工用米以外の非主食用米のそれぞれについて、4（2）の換算単収により面積に換算した値とする。

なお、水稻全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の面積の合計とし、主食用米以外の面積の目安は、加工用米及び加工用米以外の非主食用米の面積の合計とする。

## 4 換算単収の算定方法

### （1）全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収

農林水産省が公表した平成 30 年産水稻の都道府県別の 10a 当たり平年収量（1.7mm 基準ベース）とする。

### （2）地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収

ア 農林水産省北海道農政事務所が公表した平成 23 年産から平成 29 年産までの水稻の市町村別収穫量（北海道）のうち 10a 当たり収量を作柄表示地帯別の作況指数により調整した後の値の中庸 5 年分の平均値（以下、「市町村別 7 中 5 平均単収（作況調整後）」という。）を、次の方法により補正した値とする。

（補正方法）

換算単収＝市町村別 7 中 5 平均単収（作況調整後）×補正係数

補正係数＝（農林水産省が公表した平成 30 年産の北海道全体の平年収量）

÷（市町村別 7 中 5 平均単収（作況調整後）を元に算定した北海道全体の平均単収）

イ 市町村別 7 中 5 平均単収の算定において、秘匿措置により 10a 当たり収量の公表値が 7 年に満たない場合は、農林水産省が公表した作柄表示地帯別平年収量を用いる。

ウ 地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当する市町村の換算単収を区域内の市町村別水稻作付面積により加重平均した値とする。

エ 地域協議会を複数の区域に分けて生産の目安を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。

## 5 その他

- (1) 各地域協議会の生産の目安の合計が全道の目安と整合するよう、所要の調整を行うことがある。
- (2) 都合により算定方法を変更する必要がある場合は、別途水田部会において協議する。



## 平成 31 年度 産地交付金について（案）

〔平成 30 年 9 月 27 日〕  
北海道農政部農産振興課

## 1 産地交付金の概要

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、特色ある産地を創造する取組を支援するための交付金。地域の裁量で活用することが可能。（一定割合以上は県段階で支援内容を決定。）
- 【当初配分】国から配分される交付金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（対象作物、取組・単価等）を設定。
- 【追加配分】地域の取組（以下）に応じて都道府県に配分。

追加配分の対象取組	追加配分単価
飼料用米、米粉用米の多収品種の取組	1.2 万円/10a
そば・なたねの作付（基幹作のみ）	2.0 万円/10a
新市場開拓用米の作付（基幹作のみ）	2.0 万円/10a
畑地化の取組（交付対象水田からの除外）	10.5 万円/10a

※ 上記のほか、都道府県に対して

- ① 転換作物拡大加算として、前年度実績よりも転換作物が拡大し、主食用米の作付面積が減少した面積に応じて 1.0 万円/10a を配分。
- ② その際、高収益作物等の作付面積が拡大にした場合は、高収益作物等拡大加算として、その面積に応じて 2.0 万円/10a をさらに追加配分。

## 2 平成 31 年度産地交付金の活用について

### ◆北海道における産地交付金の活用の考え方

- 今後も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援する。
- 配分方法（一部配分の留保）や財源（追加配分の対象となる取組の見直し）等を踏まえ、北海道における水田フル活用を推進するため、次のとおり、用途及び支援単価等の見直しを行う。

- （1）用途設定及び助成対象作物は、30 年度の内容を継続することを基本としつつ、国が示す 30 年度からの運用見直しを踏まえ、取組要件等について必要に応じて見直しを行う。
- （2）助成単価は 30 年度の水準を基本に、予算配分の状況等を踏まえ必要に応じて調整する。
- （3）追加配分のうち、転換作物拡大加算及び新たに措置される高収益作物等拡大加算の取扱いは、31 年産米の生産の目安の設定状況等を踏まえ、別途検討する。

### 3 産地交付金の活用計画（9月27日時点）

#### 【A 地域枠】地域の実情に即した取組を支援するための地域協議会への配分

配分要素	H31 計画単価	備考
(1) 当初配分 29年度産地交付金当初配分を基準に配分		留保解除の状況に応じて、10月に追加配分（留保分）を行う。
(2) 追加配分（取組に応じた配分）		10月に配分
① そば・なたねの取組に対する追加配分	20,000 円/10a	
② コメの新市場開拓の取組に対する追加配分	20,000 円/10a	
③ 畑地化の取組に対する追加配分	105,000 円/10a	

※ 追加配分のうち、転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算については、地域への配分ルールや道枠への充当も含めて別途検討する。

#### 【B 道枠】全道的な課題に対応する取組への支援

助成の内容	H31 計画単価※	備考（30年度単価）
(1) 水稻作付面積の維持・確保		計画単価は、上限単価の範囲内で国からの当初配分、追加配分（留保分）の状況に応じて設定。
① 加工用米、新市場開拓用米の取組に対する助成	未定	
② 飼料用米（多収品種）の取組に対する助成	未定	
③ 米粉用米・WCS用稲・飼料用米（SGS）の取組に対する助成	未定	
(2) 生産構造の改善に資する取組への助成	未定	
(3) 省力化・低コスト化に資する取組に対する助成	未定	

※ 31年度計画単価は、国からの配分額や、国との協議等を踏まえて別途設定する。なお、単価の検討と合わせて既存用途の取組要件見直しについても検討する。

#### 4 配分の調整

- 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分枠の調整を行い、再配分することができるものとする。
- 道枠又は地域枠に残余が生じた場合は、その残余额を相互に融通して活用することができるものとする。